

7. 船員労働

7・1 人材確保への対応

7・1・1 日本人船員(海技者)の確保に関する活動

人材確保タスクフォースおよび内航ワーキンググループが中心となり、昨年度に引き続き、海事教育機関(大学、高専、海技教育機構)とも連携しつつ、優秀な日本人船員(海技者)の確保に向けた広報活動等を行った。

主な活動は以下の通りである。

①大学関係

平成 22(2010)年 10 月、東京海洋大(越中島キャンパス)において海運企業説明会を実施。企業 22 社に対して、3 年生を中心とした学生 120 名が参加した。

また、平成 23(2011)年 1 月、同大学海洋工学部海事システム工学科(航海学科)および海洋電子機械工学科(機関学科)の 1・2 年生を対象とした講演会を実施した。何れの講演会も若手の航海士・機関士が講師となり、海運全般および海技者のキャリアパス等を説明した。

なお、神戸大海事科学部とは意見交換を行っており、次年度から具体的な活動を行う予定である。

②高専関係

昨年度に引き続き、中学生・保護者・教師等を対象とした 5 高専(富山・鳥羽・広島・大島・弓削)商船学科合同の進学ガイダンスを、国土交通省、兵庫県教育委員会、福岡県教育委員会および全日本船舶職員協会の後援を得て、平成 22(2010)年 7 月下旬に 3 会場(東京・神戸・博多)にて実施した。また、実施に先立ち、朝日中学生ウィークリー新聞に高専(商船学科)の紹介記事を掲載した。

東京会場は 112 名(中学生・保護者 73 名、教師等 39 名)、神戸会場は 93 名(61 名・32 名)、博多会場は 62 名(32 名・30 名)の合計 267 名の参加があった。何れの会場もはじめに林忠男当協会副会長(人材確保 TF 座長)から挨拶があった後、高専の先生より、海運の重要性や、船員

(海技者)という職業の魅力および商船学科についての説明が行われた。続いて、高専を卒業し、現在、海運会社の第一線で活躍している航海士および機関士の方から、入学動機、学生生活の思い出や職場での経験等について写真等を見せながら話があり、中学生・保護者から、とても分かりやすく面白かったと好評を博した。

学校別に設けたブースにおいては、各校の先生から、進学に際しての具体的な説明があり、保護者からは熱心な質問が出されるなど活発な質疑応答が行われた。

また、東京では大型クルーザーに、神戸では練習船(広島丸・弓削丸)に、博多では練習船(大島丸)に乗船して、港を見学した。さらに東京では、航海訓練所の協力により、停泊中の練習船(大成丸)見学も行った。

本ガイダンスを受講した中学生のうち計 37 名(富山 2、鳥羽 12、広島 12、大島 2、弓削 9)が高専に合格するなど一定の成果が出始めている。

③海技教育機構関係

平成 22(2010)年 6 月、海技学校(小樽・館山・口之津・唐津)、海技短大(宮古・清水・波方)および海大教師との情報交換会を東京・神戸にて実施した。東京会場は 12 社 15 名、神戸会場は 9 社 12 名の内航船社(実務担当者)が参加した。

④全般

昨年制作した DVD・小冊子「海の上のプロフェッショナル」を 2 万部増刷し機会を捉え配布するとともに、平成 22(2010)年 4 月、当協会のホームページに「海事人材の確保コーナー」を新設するなど普及啓蒙活動を行った。

さらに、同年 7 月、石油連盟等と合同で実施した小学校社会科教師の視察会において船員という職業について説明した。また、平成 23(2011)年 1 月、東京大学が設置した“海洋アライアンス”が、女子中高生を対象に実施したセミナーへ女性海技士を講師として派遣した。

7・1・2 承認船員制度等に関する活動

日本籍船に乗り組む外国人船員には、国土交通省の承認試験等が課せられるため、トン数標準税制導入による日本籍船の増加に十分に対応することが難しいと懸念され、当協会は、「STCW 条約締約国が発給した資格証明書を受有している者に対しては、わが国の海事法令の周知のみによる承認証の付与(承認試験の廃止)」とするよう国土交通省に求めてきた。

当協会からの要望を受け、国土交通省は、平成 22(2010)年 10 月、「成長戦略船員資格検討会」を設置し、平成 23(2011)年 3 月の取りまとめに基づき、以下の制度が導入されることとなった。

(1) 承認試験関係

① 船長・機関長による実務能力確認スキームの新たな枠組みの構築

- ・現行スキームとは別に、各船社が船長・機関長として十分な資質を有することを証明すること等を要件とし、確認期間を 3 カ月から 1 カ月とするスキームを導入
- ・適用対象国はフィリピン・インドネシアの 2 カ国に、インド・ブルガリア・ルーマニア・クロアチアを追加。但し、承認試験および民間審査合格率 90%以上および合格者一定数以上という要件あり

② 機関承認制度(特定の教育機関卒業者への試験免除制度)の導入

- ・外国で選定された「商船大学等の船員を養成する機関」の卒業生に対し、承認試験免除制度を導入。導入当初は、二等航海士・二等機関士以下の職務だけに適用となるが、上級職務への適用は、導入後の実態を踏まえて、今後検討される
- ・承認試験免除制度の対象は、「商船大学等の船員を養成する機関」であり、船社の教育・訓練機関については、その実態等に鑑み、個別に判断される
- ・なお、対象機関の選定については、各船社からの要望を踏まえ、教育内容・海技試験合格率・主管庁の評価等の現地調査により、海事局が判定。更に、教育内容等の「質の維持・確認」として、5 年毎の現地調査等を実施
- ・まずはパイロットケースとして、フィリピンの有力校を絞込み、平成 23(2011)年 8 月頃に対象機関選定に向けた現地調査が実施される予定

③ 海事法令講習(含む修了試験)

- ・E-Learning システムを活用した講習および修了試験の実施基準を策定
- ・講習区分の見直しは、6 区分から 4 区分(船長、航海士、機関長、機関士)となり、講習時間

- は、最長の船長講習が 54 時間から 40 時間に軽減
- ・なお、国内海事法令講習ならびに後述の船員法資格関係の E-Learning システムの導入については、平成 23(2011)年度下半期中の導入を目標に、詳細な実施基準を国・船社で調整

(2) 船員法関係

① 船舶料理士資格

- ・従前受験要件であった船内調理能力の船長等(2名以上の日本人船舶職員)証明が廃止
- ・現行の日本郵船・商船三井・川崎汽船の訓練機関(NYK-Fil・MOLTC・KLMA)で実施されている事前講習(能力審査)を、テキストおよび修了試験問題についての専門家等の精査を要件に、試験合格と同等の認定講習として認定

② その他、船員法資格関係

- ・衛生管理者資格・船舶保安管理者資格及び危険物等取扱責任者資格については、E-Learning システムを活用した講習の実施基準が策定